

令和 6 年

第 3 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 錄

令和 6 年 3 月 6 日 (水)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議事
- 4 報告

— 本日の会議に付した事件 —

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事 (議案第1号から第5号)

日程第4 報告 (報告第1号から第4号)

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議長 堀正

委員の定数 25名

委員の現在数 25名

出席委員 (24人)

1番	白山	一男	2番	高原	和重
3番	林	康弘	4番	土佐	好廣
5番	木下	栄作	6番	川腰	康子
8番	田邊	秀男	9番	樋上	豊
10番	島倉	忠悦	11番	長谷	吉宗
12番	長谷川	達夫	13番	高橋	彰
14番	堀	正	15番	表	隆夫
16番	齊田	博美	17番	松井	正
18番	明石	茂	19番	末永	久義
20番	炭谷	一三	21番	坂井	吉三郎
22番	瀧田	秀成	23番	高越	博
24番	山崎	善夫	25番	北田	幹夫

欠席委員 (1人)

7番 山本 康雄

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の公告について
議案第 4 号 農地参考賃借料について
議案第 5 号 農作業標準料金の改訂について

第4 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	村中 一也	主査	村下 哲也
主査	高木 淳也	主事	新保 有紗

射水市農林水産課

主任	浅木 恵美
----	-------

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 53 分

議長（堀会長）

ただいまから、令和 6 年第 3 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。なお、7 番 山本委員から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「5 番 木下委員」「6 番 川腰委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きたる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— (議案第1号の説明・表決) —

議長（堀会長）

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題として
お諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きたる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に

について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号4番について、高越委員から説明をお願いします。

高越委員

議案第2号の申請番号4番について説明します。

申請人である受人は、〇〇市内において不動産事業等を目的として令和元年に設立しました。現在、〇〇地内において歯科医院を開院している〇〇氏に診療所及び敷地を賃貸していることから、今回の申請地についても所有権を取得後、〇〇氏に駐車場として賃貸する計画です。

歯科医院は平成19年に開院し、現在は診療所従事者17台・来院者6台として駐車場を23台分利用していますが、近年では来院者の増加に伴い駐車場が不足している状態で、周辺道路の安全面にも影響が出ており早急に対応する必要があります。

現在、歯科医院では診療台を9台有しております、来院者駐車場は最低でも12台は必要と想定しています。また、医師及びスタッフは現在20人いることから、合計で32台分の駐車場を確保する予定です。候補地については、診療所から半径100メートルの範囲内で駐車場の確保に努め、複数地の中でも申請地南側の隣接地を現在駐車場として利用していることを考慮し、申請地と一体的に駐車場利用できることが最も有効であると判断しました。

今回、既存駐車場の配置見直しを行うことから、申請地では16台分の駐車場を整備・アスファルト舗装するもので、整備においては法面を設置する等、隣接地への土砂流出及び周囲の農地に被害が及ばないよう注意する旨を誓約しており、地元関係者の同意も得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号5番について、表委員から説明をお願いします。

表委員

議案第2号の申請番号5番について説明します。

申請人である○○夫婦は、現在妻の実家にて子供2人とともに4人で両親と同居生活しています。夫婦は共働きであることから、将来的な子育てには親の協力が不可欠であると考えており、妻の実家がある○○地区周辺にて住環境を取得したい思いが強く、このたび住宅の取得計画に至りました。

妻の実家では、両親以外に弟も同居していることから実家での永住は困難であり、加えて○○夫婦において所有する土地もないことから妻の実家を起点に半径500メートル以内で検討を重ねた結果、申請地が適地と判断したものです。土地については、所有者が譲渡することを承諾しており、住宅の敷地は概ね500m²となります。世帯主である○○氏は社会人野球チームに所属し、交友範囲の広さから自家用車2台以外に来客用駐車場3台分を整備する計画で、加えて自身の趣味であるプレジャーボートの置場も確保することから敷地面積としては妥当であると考えます。

住宅建築においては、擁壁等を設置した上で周辺農地に土砂が流出しないことや周辺に影響が出ないよう細心の注意を払う旨を誓約しています。雨水排水については、北側水路に排出する計画で、地元関係者からも同意を得ていますので慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（堀会長）

議案第2号申請番号6番について、土佐委員から説明をお願いします。

土佐委員

議案第2号の申請番号6番について説明します。

申請人の受人は、昭和61年に主に一般貨物運送事業を目的として会社を設立しました。本年4月から働き方改革関連法により、トラックドライバーに係る時間外労働時間の上限が制限される、いわゆる2024年問題に対応するため積み替え便の増加が想定されることから、新たにトラック及びトラックドライバーを増やす必要があります。

受人が現在所有する大型トラック18台・中型トラック2台から、今後トラックを10台増車する計画です。既存敷地では、貨物自動車運送事業法の規制からトラック置場には申請時に登録したトラック以外の車両を駐車することができないため、トラックの出入り及び積み下ろしの際には現在車両を移動している状態で、従業員の安全面及び業務効率からも支障を来しています。早急に対応する必要があると判断し、既存敷地の配車を見直すとともに、申請地において大型トラック19台分とドライバーの自家用駐車場を新たに整備するものです。

本社がある○○及び近隣では整備計画に該当する適地が見当たらないこ

と、また流通業としての要件になる主要道路に面していることや業務効率などを考慮して検討を重ねた結果、今回の申請地が適地と判断したものです。整備においては、隣接地に擁壁を設け周辺農地に土砂が流出しないこと、雨水は東側の排水路に排出することで、周辺に被害が及ばない旨を誓約しています。あわせて、地元関係者からも同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第3号説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮ります。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

—（議案第4号説明・表決）—

議長（堀会長）

次に、議案第4号 農地参考賃借料についてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

北田委員

本当に家族労働は減っているのか。

事務局（高木）

機械化が進んでいること等が影響していると思われる。富山県農業会議が出している資料を基に算出しているので、全地区で当てはまるわけではない。

北田委員

物財費が上がっていると感じてそちらの方が気になっている。県にそういう意見もあったと伝えてもらえばと思う。

議長（堀会長）

ほかに質疑がないようありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地参考賃借料について 原案どおり適格と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第4号 農地参考賃借料の制定については、原案どおりとすることに可決されました。

――（議案第5号説明・表決）――

議長（堀会長）

次に、議案第5号 農作業標準料金の改訂についてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第5号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

議案第5号 農作業標準料金の改訂について 原案どおり適格と認める
ことに賛成する委員の挙手を求める

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第5号 農作業標準料金の改訂については、原案どおりとする
ことに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— (報告第1号の説明) —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題
とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— (報告第2号の説明) —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とし
ます。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— (報告第3号の説明) —

議長（堀会長）

報告第3号農農地法第4条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— (報告第4号の説明) —

議長（堀会長）

報告第4号農農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和6年第3回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時50分

令和6年第3回 農業委員会総会その他協議・報告事項

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和6年4月8日（月）午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 農業委員会新年懇談会の精算について

3 相続登記の義務化資料について

4 農業委員会研修会について

- ・令和6年3月13日（水）午後1時30分
アイザック小杉文化ホールラポール
- ※欠席される場合は、事務局へご連絡ください。

議長

署名委員

署名委員